

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年11月19日開催（全国信用組合中央協会）]

1. 障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査の結果について

- 2025年11月7日、預金取扱金融機関における障がい者等に配慮した取組状況について、2025年3月末時点でのアンケート調査結果を公表した。
- 聴覚障がい者等向けの電話リレーサービス・通話相手の声を文字にする電話アプリ「ヨメテル」について、信用組合では非対応の先があるため、対応を進めていただくとともに、既に対応している場合でも、対応可能なサービスの拡充に取り組んでいただきたい。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続に関して、「障がいにより手續が困難である旨を相談しても代替手段の提示がない、提示までに長時間を要する」といった意見が金融庁に寄せられている。内部規定の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力向上の徹底が重要である。
- アンケート調査の結果も参考としていただき、障がい者等の利便性向上に向けて、一層の取組をお願いしたい。

2. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 2011年5月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入された。
- 制度開始以降、2025年6月末までに、金融機関101先から累計331件、約81億円の債権買取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関においては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

3. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査結果の公表について

- 各金融機関における後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入状況について、2025年3月末を基準日としてアンケート調査を実施し、その結果を2025年11月10日に公表した。
- 支援預貯金・支援信託を導入済とする金融機関の割合（個人預貯金残高ベース）は約73%となり、僅かながら増加している。こうした中、信用組合業態について見ると、業務体制の構築が困難、顧客のニーズがないなどとして、支援預貯金・支援信託を導入済とする割合は6割に満たない状況である。
- 成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするためには、後見人による不正を未然に防止し、被後見人の財産が適切に管理・利用されるための仕組みが重要である。各金融機関においては、支援預貯金・支援信託の導入に向けて、今一度検討をお願いするとともに、全国信用組合中央協会においても、加盟金融機関への積極的な支援を期待している。
- また、既に導入済の金融機関においても、成年後見制度や権利擁護支援に対する理解を促進し、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供が図られるよう、一層の取組を推進していただきたい。

4. 多国間制裁監視チームによる報告書公表について（北朝鮮関連）

- 2025年10月、多国間制裁監視チーム(Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT)は、「北朝鮮によるサイバー及びIT労働者の活動」をテーマに、第2回目の報告書を公表した。
- 報告書には、暗号資産窃取及びその資金洗浄や利用、IT労働者による外貨獲得並びに情報窃取を含む北朝鮮によるサイバー活動に係る具体的な情報が記載されている。
 - ・報告書の対象期間（2024年1月～2025年9月）に、北朝鮮は少なくとも28億米ドル相当の暗号資産を窃取した。
 - ・中国、ロシア、アルゼンチン、カンボジア、ベトナム、UAEを含む外国拠点の仲介者等に依存し、窃取した暗号資産を法定通貨に洗浄した。
 - ・軍事装備品等の販売・移転を含む調達取引にステーブルコインを使用した。
- 各金融機関においては、本報告書も参考に、引き続きサイバーセキュリティ

イ対策、マネー・ローンダリング対策の強化に取り組んでいただきたい。

(参考 1) 多国間制裁監視チーム (Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT)

2024 年 4 月に安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動が終了したことを受け、同年 10 月、日本を含む同志国は多国間制裁監視チーム (MSMT) を設立。参加国は、日本、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、韓国、英国及び米国の 11 か国である。

(参考 2) 外務省報道発表「多国間制裁監視チーム (MSMT) 第 2 回報告書の公表」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02871.html

(参考 3) 報告書には、北朝鮮関係者が DMM Bitcoin から約 308 百万ドル相当の暗号資産を窃取した事案についても記載されている。

5. 対イラン制裁に係る要請について

- 2025 年 9 月、イランの核問題に関し、国連安保理決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活（スナップバック）が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正（2025 年 9 月 28 日公布・施行）等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。
- これを受け、2025 年 9 月 30 日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関する取引について（要請）」を発出した。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遺漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めているとこころ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

6. サイバーセキュリティに関する取組について

- 最近のサイバー攻撃はますます深刻化しており、他業種において、業務遂行に多大な影響を及ぼすような事象も頻発している。こうした脅威は金融機関にとって決して他人事ではなく、自分事として取り組むことが重要である。サイバーセキュリティは、事業継続やお客様の信頼を守るために欠かせない経営課題であり、引き続き、経営レベルでの対応をお願いしたい。

＜金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall2025）＞

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2025 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習（Delta Wall2025）を実施した。

- 参加金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に関与いただいている。演習に参加することで満足せず、演習結果を活かしていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかつたことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

<サイバーセキュリティセルフアセスメント (CSSA) >

- 先般実施した CSSA は、今回初めて「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」に基づく自己評価を行ってもらった。個別結果は 2025 年 11 月に各金融機関へ還元する予定で、更に詳細な分析や横断的な示唆は後日改めて共有するので、ぜひ今後の取組に活かしていただきたい。

<耐量子計算機暗号 (PQC) 対応>

- 金融 ISAC において「日本の金融機関のための PQC 移行ガイド」が作成され、その中に PQC 移行の具体的な移行ステップも含めた全体像が示されている。PQC への移行は、将来の安全性確保に向けて避けられない取組であり、各金融機関において、金融 ISAC のガイドも参考にしながら、体制整備、システムの優先順位策定やクリプトインベントリの作成など、着実に準備を進めていただきたい。

7. 口座不正利用に係る要請文のフォローアップについて

- 2025 年 9 月、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策について、2024 年 8 月の要請内容にインターネットバンキングの利用申込時及び利用限度額引き上げ時の確認等を追加する形で、改めて対策の強化を要請した。
- 金融庁では、本要請を受けた各金融機関の対応状況を確認するため、2025 年 11 月にアンケートを発出する予定である。
- アンケートの実施は、2025 年 1 月に続いて 2 回目となる。対策が完了していないものについては、対応未了の期間が続くことで、利用者や金融機関自身が口座不正利用のリスクに長期間さらされることのないよう、今後の対応計画等について、経営陣が主導して検討をお願いしたい。
- なお、アンケートの回答は集計、分析の上、フィードバックを予定している。

- フォローアップは、金融機関における不正利用対策の更なる強化・底上げをはかり、国民を詐欺等の金融犯罪から守る一助とする目的とするものである。金融機関においては、御協力のほどお願いしたい。

8. REVICareer（レビキャリ）への登録と「まず1件」運動について

- レビキャリの登録金融機関数が200機関を超えたが、信用組合の登録は17機関にとどまっている。組合単独で人材マッチング業務を行うことが困難な場合でも、人材紹介会社と提携した共同登録も受け付けているので、まだ登録いただいているない信用組合については、登録をお願い申し上げる。

（参考）2025年10月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計5,579人、
登録金融機関数：211機関、マッチング件数：277件

- また、1件でも成約できた金融機関はその後2件目・3件目の成約へつながりやすい傾向があることから、既に登録いただいている信用組合においては「まず1件」の成約を早期に獲得すべく取り組んでいただきたい。

9. 企業価値担保権の実装に向けた取組について

- 2026年5月25日の事業性融資推進法施行に向けて、当面の間、企業価値担保権の実装に向けた環境整備に取り組む。
- その取組の一環として、積極的・先進的な取組を進めようとする金融機関同士の勉強会を開催している。
- 勉強会は、具体的な案件も念頭に自由な意見交換を行う場とするため、非公開としているが、これまでの会合（2025年9月、10月及び11月）において、必要なタスクの洗い出しや、今後深く議論する必要があるテーマの選定を行った。
- このような勉強会も通じて、企業価値担保権の制度の本旨に沿った質の高い取組を後押ししたい。具体的な利用案件を念頭において取組を進めようされる方々においては、ぜひ金融庁までお知らせいただきたい。

10. 「経済財政運営と改革の基本方針2025」及び「地方創生2.0基本構想」を踏まえた兼業・副業の普及・促進について

- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」及び「地方創生2.0基本構想」において、希望する職員の副業・兼業が可能となるよう、就業規則の改定を促

進することを含め、必要な環境整備を進めていくとしている。

(参考) 2021年6月、兼業・副業を可能とする就業規則等を含む環境整備に向けた取組を進めることについて、金融庁から各業界団体に対して、会員金融機関へ周知依頼を実施した。

- 多様な働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員のキャリア選択肢の拡大や、専門人材の確保、新たなビジネス機会の創出など、職員・金融機関双方にとって有意義な効果が期待され、顧客支援・地域貢献に寄与するものである。このため、希望する職員が安心して兼業・副業に取り組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要である。
- 現状、兼業・副業制度の導入は、着実に進展しているものの、規程が整備されていない金融機関も一定数見られる。全国信用組合中央協会においては、引き続き会員信用組合に対し、就業規則等の改正を含め、兼業・副業を可能とする環境整備を進めていただくよう促していただきたい。

(参考) 兼業・副業制度の導入状況

信用組合の兼業・副業制度導入行は、2022年3月時点の10組合から、2025年3月時点の45組合に増加した。

11. 地域金融力強化プランについて

- 金融庁では、「地域金融力強化プラン」を年内に策定する予定である。地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して、地域金融の地域経済に貢献する力（＝「地域金融力」）を発揮できるよう、関連施策を取りまとめる。
- 足元、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」が開催されており、直近では2025年10月28日に開催。ワーキング・グループでの議論も踏まえながら、年内にプランの取りまとめを行いたい。
- 地域金融機関と密に連携しながら、関連施策を推し進めていきたい。プランについて御不明な点、御懸念の点、御提言したい点があれば、お気軽にお問合せいただきたい。

12. NISA口座の利用状況に関する調査結果について（2025年6月末時点）

- 2025年9月24日、NISA口座の利用状況調査（2025年6月末版）を公表した。NISA口座数は、約2,696万口座、総買付額は約63兆円となった。

- また、2025年11月13日、都道府県別のNISA口座の利用状況調査（2025年6月末版）を公表した。
- NISA口座の利用状況調査は、2024年までは年4回（3月末、6月末、9月末、12月末）実施していたが、2025年以降は年2回※（6月末、12月末）としており、引き続き御協力をお願いしたい。

※ 2025年3月末時点調査は臨時に実施したもの。

13. 10月G20財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2025年10月15日から16日にかけて、米国ワシントンD.C.においてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に公表された議長総括及び成果物を踏まえ、金融関連の主な論点を御紹介する。
 - まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準を実施することの重要性が再確認されたほか、過去15年間のG20金融改革の実施をレビューした金融安定理事会(FSB)の中間報告書が公表された。同報告書では、バーゼルⅢなどの重要な改革の実施が不完全であり、実施の遅れと法域間の不整合性がグローバル金融システムにとってのリスクとなっている点を指摘している。
 - また、暗号資産及びグローバル・ステーブルコイン(GSC)に関するFSBのグローバルな規制枠組みの実施の進捗を評価するピア・レビュー報告書が公表された。規制整備が遅れている法域が多い中、日本は、EUや香港と並んで、暗号資産・ステーブルコインの両分野において規制整備が完了しているとの高い評価を受けている。ステーブルコイン発行者に対するストレステストの不実施など、指摘を受けた部分については、今後の規制・監督上の検討に役立っていく。
 - ノンバンク金融仲介(NBFI)に関しては、ヘッジファンドなどを含むNBFIのデータの課題及び脆弱性に対処するためのFSB及び基準設定主体(SSBs)による作業が支持された。
 - クロスボーダー送金に関しては、G20ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。
 - サステナブルファイナンスに関しては、殆どのメンバーが、「2025年G20議長国・サステナブルファイナンス作業部会共同議長 サステナブルファ

イナンス報告書」における気付きと拘束力のない勧告を支持した。勧告には、気候への強靭性の移行計画への統合、リスク評価の改善、自然災害の保険補償ギャップへの対処等が含まれている。

- 2025年12月より米国がG20議長国を務める予定である。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

(以上)